平成２７年（フ）第９６号
埼玉県上尾市柏座２丁目14番10号　市川アパート101
債務者　河村　泰子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
さいたま市見沼区東大宮３丁目７番地23　加藤マンション302号
債務者　藤原　正明
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
埼玉県桶川市大字坂田57番地
債務者　有田　徳良
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
埼玉県桶川市大字坂田57番地
債務者　有田　優子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
さいたま市見沼区東大宮１丁目31番地14　七鈴コーポ202、旧住所さいたま市見沼区東大宮６丁目20番地６　エルム東大宮201
債務者　鈴木　好美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
埼玉県上尾市大字地頭方566番地９
債務者　半田　尚子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
埼玉県三郷市新和５丁目207番地　埼玉みさと総合リハビリテーション病院内、住民票上の住所千葉県松戸市栄町５丁目354番地の２スターブルロジュマン305号
債務者　揚田　幸夫
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６号
埼玉県川越市大字福田285番地２　雅102号室
債務者　永山　知樹
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５号
埼玉県鶴ヶ島市新町１丁目７番地９　オリビアガーデンヒルズ101号、前住所埼玉県鶴ヶ島市新町２丁目９番地６　プロムナード・K104号
債務者　冨澤　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７号
埼玉県川越市並木西町19番地15　プラザ・ドウ・ブールバールＡ―202号室、前住所埼玉県川越市吉田新町１丁目２番地２　２―302
債務者　下村　鎮男
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目16番35―306号
債務者　常廣　法子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７号
埼玉県ふじみ野市大井909番地13、前住所埼玉県ふじみ野市ふじみ野２丁目２番10―206号
債務者　鈴木喜代志
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９号
千葉県富里市七栄649番地222
債務者　森田　誠子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２号
千葉県佐倉市鏑木町２丁目６番地13　102
債務者　竹中　初美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１０号
新潟県新発田市中曽根町２丁目６番17号　中曽根団地あやめ307
債務者　渡邊　雄大
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１０号
新潟県新発田市切梅830番地
債務者　石坂ヒサ子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３号
岐阜県瑞浪市樽上町２丁目９番地　プリムローズＴＫ―101号、従前の住所岐阜県多治見市大原町11丁目７番地の３
債務者　岩村　龍明
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで岐阜地方裁判所多治見支部